

補償金ご請求の ご案内

今回の補償金について

1. お支払いまでの流れ



3ヶ月ごとにご請求いただきます

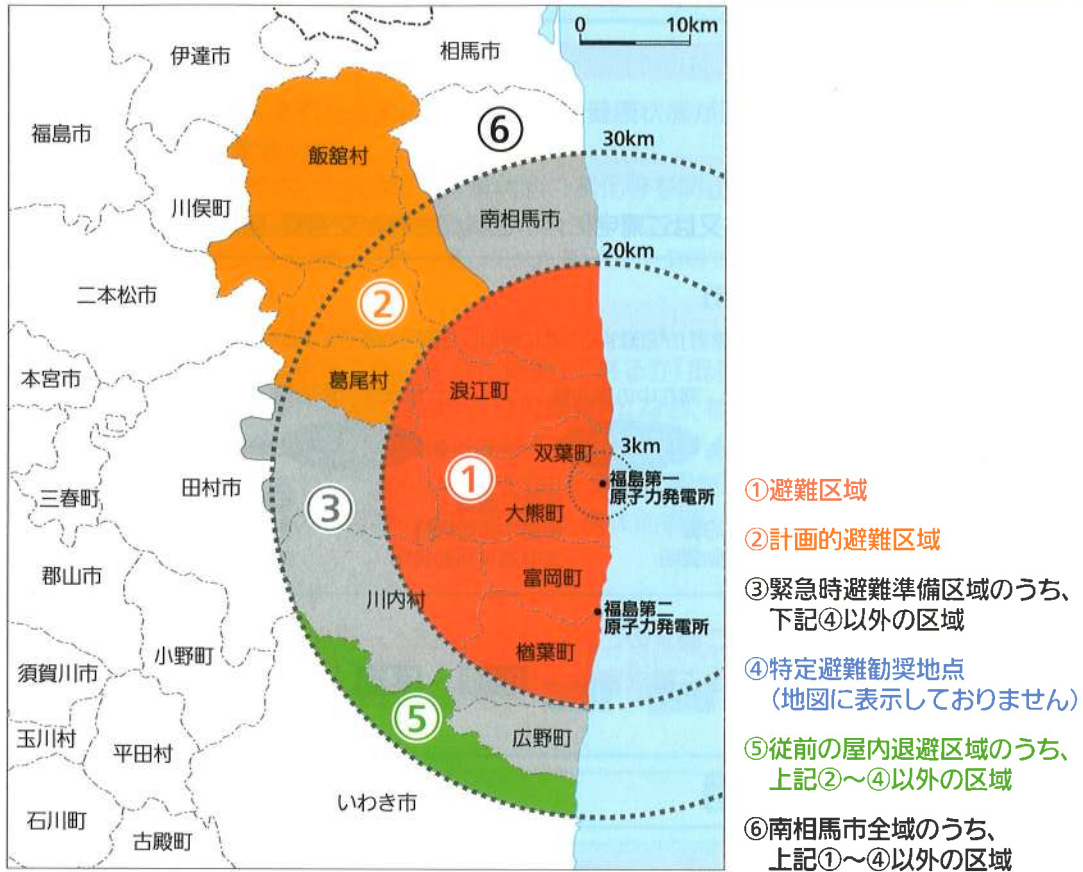
→ 詳細は、「補償金ご請求のご案内」の6ページをご覧ください。

2. 今回の補償金のお支払い対象となる項目

用語の定義

本件事故	平成23年3月11日に発生した弊社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故をいいます。
避難等	避難、「避難等対象区域」(後述)外滞在及び屋内退避をいいます。
避難等対象区域	政府による「避難等」の指示があった区域をいいます。 具体的には ・ 福島第一原子力発電所から半径20km圏内(避難区域) ・ 福島第二原子力発電所から半径10km圏内(避難区域) ・ 福島第一原子力発電所から半径20km以上30km圏内(屋内避難区域) ・ 政府が原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」といいます)にもとづいて各地方公共団体の長に対して計画的な避難を指示した区域(計画的避難区域) ・ 政府が原災法にもとづいて各地方公共団体の長に対して緊急時の「避難等」の準備を指示した区域(緊急時避難準備区域) ・ 政府が、住居単位で設定し、その住民に対して注意喚起、自主避難の支援・促進を行う地点(特定避難勧奨地点) ・ 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域をいいます。
避難等対象者	・ 「本件事故」が発生した後に「避難等対象区域」内から同区域外へ避難のための立退き及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた方(但し、20歳未満の子供、妊婦、要介護者、要支援者、入院患者以外の方で、特定避難勧奨地点を除いた緊急時避難準備区域から同区域外に平成23年6月20日以降に避難を開始した方を除きます) ・ 「本件事故」発生時に対象区域外にあり、同区域内に生活の本拠としての住居があるものの引き続き対象区域外滞在を余儀なくされた方 ・ 屋内退避区域内で屋内への退避を余儀なくされた方をいいます。

避難等対象区域



① 避難生活等による精神的損害

対象となる方

- 「本件事故」が発生した後に「避難等対象区域」から同区域外に避難し、引き続き区域外での滞在を余儀なくされた(されている)方
- 「避難等対象区域」の内側にお住まいがあるものの、平成23年3月11日時点で同区域外におられ、そのまま同区域外での滞在を余儀なくされた(されている)方
- 「避難等対象区域」において屋内退避を余儀なくされた方

対象となる損害

「避難等」によって被られた精神的苦痛に対する損害(ご避難の状況や期間に応じてお支払いいたします)

- ➔ 本項目の詳細は、「補償金ご請求のご案内」の8～11ページをご覧ください。
- ➔ 本項目のご請求は、「補償金ご請求書類」の B2-1 ～ B2-7 をご記入ください。

② 避難・帰宅費用

対象となる方

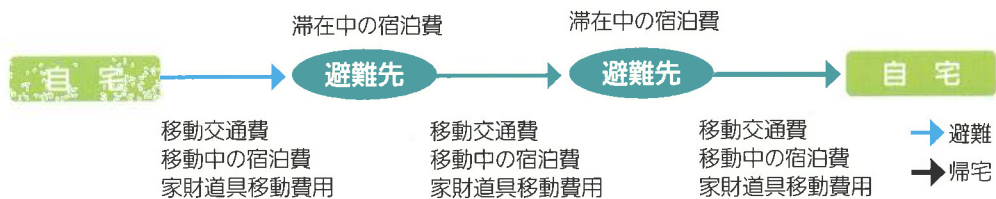
- 「避難等対象者」の方

対象となる損害

- 「避難等対象者」の方が避難又はご帰宅に伴いご負担された交通費、宿泊費、家財道具の移動費用

【避難・帰宅費用のご説明】

避難・帰宅費用とは、「避難等対象者」が避難するために負担した費用や帰宅するために負担した費用をいいます。



➡ 本項目の詳細は、「補償金ご請求のご案内」の12～15ページをご覧ください。

➡ 本項目のご請求は、「補償金ご請求書類」の B3-1 ～ B3-6 をご記入ください。

③ 一時立入費用

対象となる方

- 「避難等対象者」の方

対象となる損害

- 「避難等対象者」の方が、一時立入の際にご負担された交通費、宿泊費、家財道具の移動費用、除染費用
※自治体等の負担により、「避難等対象者」の方の支出が伴わないものにつきましては、一時立入費用のご請求の対象とはなりません。

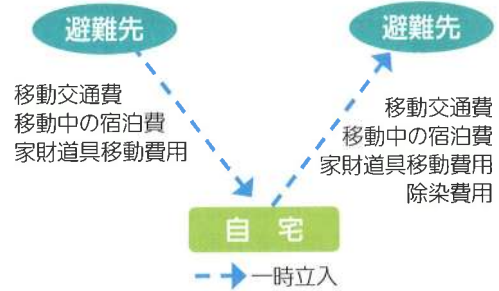
【一時立入費用のご説明】

一時立入費用とは、「避難等対象区域」内にお住まいの方が、一時立入に参加又は住居のある当該避難等対象区域の解除後自ら一時立入を行うために負担した費用をいいます。出発地の避難先と、一時立入後に戻る避難先が同一か否かは問いません。

① 同じ避難先に戻るケース



② 異なる避難先に行くケース



➡ 本項目の詳細は、「補償金ご請求のご案内」の16～17ページをご覧ください。

➡ 本項目のご請求は、「補償金ご請求書類」の B4-1 ～ B4-3 をご記入ください。

④ 生命・身体的損害

対象となる方

- 「避難等」を余儀なくされたために、傷害を負い、健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡された「避難等対象者」の方
- 「避難等」を余儀なくされたために、健康状態の悪化等を防止するために医療費等を支払った「避難等対象者」の方(高齢の方や既往症を抱えている方など)
※既往症:平成23年3月11日時点ですでに発症又は負傷していた傷病で、治癒していないものをいいます。

対象となる損害

- 医療費(「本件事故後、新たに発症された傷病」であるか「既往症の悪化」であるかにより、お支払いさせていただく金額が変わります)及び付随費用。なお、補償の対象となる受診始期は平成23年3月11日から平成23年11月30日とさせていただきます。
- 「避難等」を余儀なくされたために、傷害を負い、健康状態が悪化し、疾病にかかったことにより、就労不能となった場合の給与等の減収額(生命・身体的損害による就労不能損害)
- 入通院慰謝料
- 後遺障害等重篤な疾病等

➡ 本項目の詳細は、「補償金ご請求のご案内」の18～20ページをご覧ください。

➡ 本項目のご請求は、「補償金ご請求書類」の B5-1 ～ B5-7 をご記入ください。

⑤ 就労不能損害

対象となる方

- 平成23年3月11日時点で「避難等対象区域」にお住まいの方又は勤務地もしくは勤務予定地がある方のうち、
 - ・ 「本件事故」に伴う「避難等」によって、就労が困難となり減収又は失業状態となった給与所得者の方
 - ・ 平成23年3月11日時点で就職・復職を予定していた方で、「本件事故」に伴う「避難等」によって、就労が困難となり減収又は失業状態となった方

対象となる損害

- 「本件事故」を原因として、就労できなくなり、収入がなくなってしまったことによる減収額
- 「本件事故」を原因として、収入が減少したことによって生じた「本件事故」発生前の給与との差額
- 「本件事故」を原因として、就職・復職を予定していた会社から得られたであろう収入がなくなってしまったことによる減収額
- 「避難等対象区域」にあった勤務先が「本件事故」により移転、休業等を余儀なくされたために勤務場所の変更又は転職等を余儀なくされた場合に負担した転居費用(避難等対象者の方の避難に伴う転居につきましては、避難・帰宅費用にかかる請求明細でご請求ください)
- 「避難等対象区域」にあった勤務先が「本件事故」により移転、休業等を余儀なくされたために勤務場所の変更又は転職等を余儀なくされた場合に負担した通勤費の増加分、もしくは「避難等対象区域」から「避難等」を余儀なくされたことによる通勤費の増加分

➡ 本項目の詳細は、「補償金ご請求のご案内」の21～27ページをご覧ください。

➡ 本項目のご請求は、「補償金ご請求書類」の B6-1 ～ B6-11 をご記入ください。

⑥ 検査費用（人）

対象となる方

- 「避難等対象者」の方

対象となる損害

- 「本件事故」が生じたことにより受診・負担された健康診断費用及び放射線検査費用、検査に伴う交通費及び宿泊費

➔ 本項目の詳細は、「補償金ご請求のご案内」の28ページをご覧ください。

➔ 本項目のご請求は、「補償金ご請求書類」の B7-1 ～ B7-2 をご記入ください。

⑦ 検査費用（物）

対象となる物

- 「本件事故」時に「避難等対象区域」にお住まいの方が所有している「避難等対象区域」の財物

対象となる損害

- 「本件事故」が生じたことにより負担された財物にかかる放射線検査費用

➔ 本項目の詳細は、「補償金ご請求のご案内」の29ページをご覧ください。

➔ 本項目のご請求は、「補償金ご請求書類」の B8-1A ～ B8-3A をご記入ください。

⑧ 財物価値の喪失又は減少

- 財物価値の喪失又は減少等について

本補償項目につきましては、「原子力損害賠償紛争審査会」が公表している指針において、弊社が賠償すべき項目として示されております。

しかしながら、警戒区域の解除がなされていないなか、現状ではご被害者のみなさまの財産状況の確認や想定が難しいことや、放射性物質の除染について実施主体や方法を含めた国等の方針が現時点で明らかになっていないことなどから、補償金請求に関するご案内につきましては、現段階でお知らせすることが困難な状況でございますので、後日改めてご案内をさせていただきます。

ご被害者のみなさまにおかれましては、ご不便をおかけして大変恐縮でございますが何卒ご理解を賜りたいと存じます。

3. 本補償金と仮払補償金・追加仮払補償金との関係について

- 仮払補償金及び追加仮払補償金を受け取られている方につきましては、本補償金のご請求金額と精算させていただきます。

➔ 詳細は、「補償金ご請求のご案内」の30ページをご覧ください。



※ご不明な点等がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

[お問い合わせ先]

東京電力株式会社 福島原子力補償相談室

電話：**0120-926-404** 受付時間／9:00～21:00